

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立大山中央保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 7年 6月 2日(契約日)～ 令和 8年 3月 23日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成 30年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【自然豊かな環境と地域のつながりを生かした保育】

保育所は自然豊かな環境に立地し、広い園庭を有している。四季の変化を感じながら子どもがのびのびと遊ぶことができる環境が整えられている。周辺には、散歩コースが多くあり、近隣の行政センターや駅に出向く機会を設けている。地域の図書館で絵本を借りたり、消防署で消防車に乗せてもらう体験を行ったりする等、地域社会とのふれあいも充実している。また、桜並木の遊歩道や立山連峰を望む緑地等、地域の自然環境を生かした活動を通して、子どもたちはさわやかな空気の中でゆったりと過ごしている。近隣には小学校・中学校等もあり、異年齢や地域との関わりの中で社会性を養う環境にも恵まれている。地域の方たちの協力で野菜栽培に取組み、収穫した野菜を調理室で調理してもらう等、自分たちで育てた野菜のおいしさを味わい、食への関心を高めている。

【月間指導計画の内容と様式】

子どもの活動や保育士の配慮等について、活動内容を軸に、子どもの様子や発言、保育士の言葉かけや配慮等を吹き出しや枠内に記載している。これにより、活動の展開や保育の流れが視覚的に把握しやすい工夫がなされている。この記載方法は大学教授の著書やウェブサイトを参考に導入したものであり、保育の質の向上や子どもの主体性の尊重、保育士間の協働を重視する内容となっている。実際に活用している保育士からは、楽しく書くことができ、保育の流れが一目で理解できるとの声がある。このような様式を職員で採用し工夫しながら指導計画を作成しているため、やりがいや意欲の向上につながり、保育の振り返りがしやすくなっている。この月間指導計画は、次月への保育の質の向上につながる取組であると評価できる。

【全職員で取組む絵本や食への関心を高める活動】

子どもたちの様子や現状に合わせて課題を見つけ、職員全員で取組む姿勢があり、チームワークの高さがうかがえる。近年、テレビや動画、ゲーム等、メディアに触れる機会が増えている現状を踏まえ、子どもが少しでもメディアと離れる時間を設けようと、絵本の良さを広げる活動を行っている。玄関廊下の空間に絵本コーナーを設置するほか、園外保育で近くの図書館に出向き、その様子を保護者に伝える等、家庭への働きかけも行っている。その結果、絵本の貸出し件

数が着実に増えており、親子の絵本に対する関心を高める取組として成果が見られる。また、食育においては、楽しく美味しく食べることを大切に、調理員が食べることの大切さや食べ物の知識についてクイズやパネルを用いて分かりやすく伝えている。調理員は日常的に子どもたちと関わる機会を設け、食への関心を高める工夫がなされている。これらの取組は、正規保育士だけでなく、会計年度任用職員や調理員も参画し取組んでいる。

◇ 改善を求められる点

【中長期事業計画及び単年度事業計画における数値目標の設置】

令和6年度単年度事業計画には、見直し内容が記載され、令和7年度単年度事業計画には、予定月が記載されているが、中長期事業計画および単年度事業計画において数値目標や具体的な成果等は明確に設定されていない。パーセントや何割等、具体的な数値目標を設定することで、全職員で振り返りや見直しをする際に、実施状況や達成度をより明確に把握・評価できる。数値目標の設定は、課題の整理や問題解決を図り、目標を達成するための重要な取組である。職員一人ひとりが目標を認識することで、保育に対する意識向上につながるよう全職員で話し合い、工夫した数値目標の設定に期待したい。

【指導計画に早朝・延長保育についての位置づけを】

早朝・延長保育では、乳児クラスと幼児クラスが合同で保育を行っているが、子どもの発達や興味に沿った保育を工夫するための、保育内容や配慮事項が指導計画に明記されていない。今後、子どもの発達過程や生活リズム、在所時間の長さ、心身の状態等に十分配慮し、保育内容や方法、配慮事項、職員間の連絡体制、家庭との連携等を保育の指導計画に明記して行く事が望ましい。早朝・延長保育も含めた月々の指導計画の評価や見直しを進め、長時間在所する子どもが、くつろいで安心して過ごすことができる環境の整備に努めて行くことを期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成30年度に続き2回目となる第三者評価は福祉サービスの向上を目指す私たちにとって今まで以上に貴重な振り返りの機会となりました。

また、園内研修では、全職員で自己評価や人権擁護チェックリスト、富山市のガイドライン・チェックリスト、文献などを用いて子どもとの関わりや環境について見直し、話し合ったことは大きな学びとなり、職員の意識を統一することができたように思います。

今後はアドバイスしていただいたことを形にできるよう一つずつ取組んでいきたいと思ひます。

最後に今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、アンケートにご協力くださった保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<コメント> 『富山市基本理念』に基づき保育理念を掲げている。年度当初の職場会議にて保育理念に基づき保育方針を検討し決定、周知している。保護者に対し「重要事項説明書」を配付し、入所説明会や富山市立保育所共通保護者向けアプリの配信を通して周知に努めている。玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」「単年度事業計画」と、5歳児が中心となり考えた「みんななかよく げんきにチャレンジ！にこにこえがお おおやまっこ」のスローガンを明示している。子どもたちが考えたスローガンの理由について、保護者や地域に伝えている。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市は『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心・安全な保育を提供するため『富山市子ども計画～子ども若者施策と子育て施策についての計画～』を策定し、そこに分析状況及び取組方策を示している。全国保育協議会発行の保育情報誌等を職員へ回覧し、社会福祉事業全体の動向把握に努めている。保育所として校区内外の利用児童数・家族状況の把握に努めている。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
<コメント> 公設公営保育所であり、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に必要な予算及び人員配置が行われている。保育内容、組織体制や設備の整備、人材育成等は、職場会議やミーティング等で問題提起をし、改善策を話し合っている。また、職員の超過勤務の把握や日々の職員体制を管理化し、業務の見直しや効率化を図っている。少子化で子ども		

もが少ないという課題を抱えており、校区外の子どもに対し当保育所の特徴や保育内容等をアピールしていきたいと計画している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 中・長期計画は『富山市子ども計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「令和7年度 中長期事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定している。昨年度の評価や反省に基づいて「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4項目について、視点や施策を設定し、解決・改善に向けて取組んでいる。また、立案した中・長期計画は、必要に応じて見直しをしていく方針である。今後は、立案で具体的な施策の実行期限を明確にし、職員間で共有することが望まれる。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 年度当初「令和7年度 中長期事業計画」に基づき「令和7年度 単年度事業計画」を所長、副所長、主査で策定している。単年度事業計画は「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4項目に分類されている。「令和6年度 単年度事業計画」に見直したことや改善点等が記入され、それを踏まえた「令和7年度 単年度事業計画」の策定を行っている。単年度における事業内容の実行期限の明確化や数値目標の設定等を行い、定量的な分析を取り入れることで、実施状況や達成度をより客観的に把握できる体制づくりに期待したい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 事業計画は、年度当初に職員が前年度の活動を振り返り、課題や改善点を上げ、どのような保育所を目指していきたいかについて話し合い、保護者アンケートの結果も踏まえて、保育所運営にかかる具体的な項目を盛り込み策定されている。しかし、事業計画の進捗状況や実施された取組内容の評価、評価者や評価日（時期を含む）についての記録が不十分である。今後、事業計画の実施状況の把握や評価・見直しの経過が確認できる記録方法を検討し、次期計画へ反映するためのプロセスを明確化していく取組に期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 保護者へは、保護者会総会での説明や、富山市立保育所共通保護者向けアプリでの配信、配付、掲示等により、単年度事業計画を周知している。また「重要事項説明書」「保育所だより」		

「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」等で、事業計画の取組や行事について詳しく知らせている。保護者参加の行事については、前月の「保育所だより」に詳細な内容を掲載し、周知を図っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<コメント> 平成30年度に続き2度目の第三者評価受審である。また、年2回『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』を活用し、保育内容の評価を行う体制を整えている。自己評価の結果を踏まえて職員間で話し合い、良かったところは継続できるようにし、問題点は改善に向け取組んでいる。職場会議、3歳未満児会議、3歳以上児会議等で話し合いを進め、意見交換を行っている。今後も組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組が実施されるよう期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<コメント> 『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』や『人権擁護のためのセルフチェックリスト』、第三者評価における自己評価の結果を集計し、評価の高い項目と低い項目を文書化している。それを職場会議やクラスミーティング等で話し合い、問題点・改善点の共有を図っている。今後、これらの評価を繰り返し行い、PDCAサイクルを恒常化することでさらなる職員の意識や保育の質の向上に期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<コメント> 所長は当保育所に就任3年目であり、年度初めには保育所の保育方針、保育目標、自身の保育に対する思い等を全職員に伝えている。子どもも職員もそれぞれが主体となり、新年度をスタートしてほしいとの願いを持っている。保護者には「重要事項説明書」や「保育だより」、地域には「地域だより」により、保育運営に対する思いを発信している。職務分担表には所長はじめ全職員の役割が明確に示されており、所長不在時の役割についても明記されている。緊急時は、所長・副所長が連絡を取り合い対応できる体制が整えられている。		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 所長は、富山市主催の所長会議等において遵守すべき法令について指導を受けている。全職員に対して年度初めに公務員倫理研修を行い、遵守すべき法令について学び、適切な対応が行えるように努めている。児童憲章、児童福祉法、児童の権利に関する条約の資料を全職員に配付している。また『全国保育士会倫理綱領』に基づいた実践の理解を深めるため『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用し、日々の保育の振り返りを行っている。人的・物的環境の両方を適切に整備できるよう、所長研修等に参加しながら常に自己研鑽をしている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 所長は、より良い保育実践の実現に向けて、子どもの最善の利益を再認識する話し合いの機会を設け、職員とともに保育について考えることを常に心がけている。3歳以上児会議に参加し、子どもたちの姿や担当保育士の思いを聞きながら、子どもにとって楽しく学びにつながる保育と一緒に考えるよう努めている。なお、3歳未満児会議には、副所長が主に参加している。保育内容が保育目標や方針に即したものとなっているかを把握したうえで、クラスミーティングや職場会議等で助言し、指導力を発揮している。また、所長、副所長は、指導計画の様式について、著書等を参考にしながら内容や記載方法を職員と話し合い、工夫を重ねて実施している。その結果、職員にとって取組みやすく、保育の流れが理解しやすい指導計画様式となっている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 公設公営のため、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。富山市担当課は、お便り・お知らせ（緊急連絡）の配信等に、富山市立保育所共通保護者向けアプリを活用し、利用者の利便性と業務の効率化を図っている。人員配置に関しては、日々の職員の勤務状況を把握し、早番・遅番を含む勤務体制や休暇、シフト、研修等による欠員を考慮しながら調整が行われている。あわせて、職員配置の充実やノンコンタクトタイムの確保に努め、職員間で連携しながら働きやすい環境整備を進めている。また、業務への助言や指導を通して効率化を促し、職員が働き方改革を意識できるよう取組んでいる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント>		

公設公営であり、富山市担当課は、在籍児童数に応じ適切な人員が配置されるよう努めている。人材確保としては『富山市子ども計画』を新たに策定し、今後5年間の利用者数を見据え、正規職員及び会計年度任用職員の採用計画を作成している。人事の裁量権を持つ富山市は『保育士採用案内2025』を作成し、積極的に近隣県等の保育士・幼稚園教諭養成校へ出向き採用活動を行い、関係機関へ配布している。令和6年度からは、60歳から65歳まで継続雇用制度を導入し、人材確保に注力している。定着に関しては、富山市担当課が20・30代の保育士及び教諭を対象に24時間受付可能な『いつでもどこでもお悩み相談室』を設置し、職場では言い出しにくい悩みを第三者へ相談できる取組が実施されている。

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
----	----------------------------	-------

<コメント>

運営主体である富山市が人事管理制度『人事異動調査』『業績評価』『自己申告』を導入し、人事評価は担当課長や所長が中心になって職員との面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性が確保される評価となるよう取組んでいる。処遇においては、昇任、昇格基準が明確になっており、職員が目標をもって就業できる環境にある。『富山市教育・保育方針』において『望ましい職員像』について明確に示されており、会議等で配付、読み合わせを行い、職員に周知を図っている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

富山市は、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』とし、ノー残業デーを奨励している。職員の心身の健康を良好に保つため『ストレスチェック』を実施し、希望や必要に応じて富山市庁内の『こころの相談室』での臨床心理士による相談が可能である。所長は、職員と年2回の面談を実施しており、日ごろから困りごとや悩みごとの相談に応じたり、有給休暇取得状況や時間外労働時間を確認したりし、働きやすい就業環境づくりに努めている。また、富山市担当課は本年度2回『就労環境実態調査アンケート』を行い、結果を分析し、より魅力的な職場環境の改善に取組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
----	-----------------------------------	-------

<コメント>

富山市の『業績評価』に基づき、正規職員は年4回『業績評価票』に取組み、目標・行動計画・達成度・自己点検評定等を用いて明確にしている。所長は面談を実施し、目標に向き合う姿勢や業務の状況を把握して助言する等、意欲が高まるよう配慮している。会計年度任用職員も年2回『人事評価記録書』に目標・達成状況・自己申告等を明記し、同様の面談・評価を設け育成に努めている。富山市担当課は『業績評価』を行う際に計画目標を7項目設定しており、職員はそこから自分に見合った項目を選択したり、自分自身が掲げる目標を自由にあげたりできるようになっている。所長は、職員が設定した目標から一人ひとりの考え

方や現在の業務についての状態等を把握し、必要に応じ助言を行っている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> 『富山市教育・保育方針』の中で『望まれる職員像』を7項目示している。「令和7年度 大山中央保育所単年度事業計画」には「職員一人ひとりの保育力を高める」と記載されており、保育所独自の職員の目標と研修による人材育成が明記されている。富山市担当課が作成している『令和7年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修・主任研修・新任主査研修・新任主幹研修等、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会・富山県保育士会・富山県保育連絡協議会等）の研修等に参加している。『富山市保育のガイドライン』に保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』を示しており、保育実践に必要な知識・技能等を考慮した研修計画の作成、見直し、実施が行われている。昨年度の見直しにおいては、性教育と不適切な保育に関する研修の必要性が検討され本年度計画に位置付ける等、研修の充実に取組んでいる。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 富山市は職員一人ひとりの研修履歴を『富山市保育所職員研修受講履歴表』により管理している。所長はその情報を基に年齢、経験、担当内容、希望等を踏まえ研修の年間計画を作成している。また、キャリアアップ研修、富山県保育士会や富山県保育連絡協議会等の研修案内を回覧し、参加を促している。研修受講後には「研修受講報告書」を作成、1カ月後には再度同じ報告書へ振り返りを記入しており、学びを意識して実践に反映する工夫が見られる。園内研修は、職員が参加できるよう時間を工夫しながら取組んでいる。今後、学びたいという希望を大切に、保育・子育て支援の質の向上のための研修等に参加できるよう配慮することに期待したい。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 富山市は『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』を作成し、実習生の受け入れを推進している。副所長が実習生受け入れの窓口となり、担当保育士と話し合い、実習生のねらいや意向を確認しながら、計画的に進めていけるように調整している。保育所は「実習生受け入れマニュアル」の確認と「ボランティアのしおり」を参考に、実習生が目標に向かい行動できるようにサポートし、実りある実習となるように助言を行っている。学校側が作成した『保育実習の手引き』を基に、実習プログラムを作成し、実習期間中も実習生と実習内容についての打ち合わせや、担当教諭の訪問等、継続的に連携を取りながら実施している。富山市担当課作成の『実習前アンケート』『実習後アンケート』から得た情報を今後の実習に生かすことに期待したい。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市はホームページ『育さぽとやま』を運営し、保育所基本情報、第三者評価受審結果、妊娠から子育てに関する一連の情報を掲載している。第三者評価結果については、富山市立保育所共通保護者向けアプリでの通知や富山県社会福祉協議会のホームページで公表していることを知らせている。富山市は子育て事業に関する予算及び決算等、財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者には、保育に関する取組を「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」等、富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信し情報提供をしている。地域に向けて年4回「おおやまっこだより」を発刊し、保育所の目指す保育や活動等を知らせ情報公開に努めている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 保育所で必要な備品及び消耗品を購入するための予算は、年度単位で4月に富山市から配当される。その扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、担当者が収支計画を作成している。所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理を行っている。また、適正な運営のため備品管理・給与・給食費・延長料金について、富山市監査委員事務局による定期的な監査が実施されており、指摘事項があれば改善を図っている。個人情報の取り扱い、守秘義務等に関しては職員に書面で同意を得ている。今後『コンプライアンスシート』を導入する等、公務員としての立場と責任について研修する取組に期待したい。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 中長期事業計画や単年度事業計画で地域との連携について記載している。畑ボランティアとの野菜作りや『富山市みんなニッコリ保育サポーター』との交流、園外保育(散歩)の様子を地域だよりで発信している。公民館主催の作品展に子どもたちが作ったもの描いた作品を出展している。近年絵本離れが見られるため、保護者に絵本の良さを知ってもらう目的で、絵本コーナーを設置し貸し出しを行っている。保育参観や保育所だよりで周知し、散歩で地域の図書館を利用した様子を富山市立保育所共通保護者向けアプリ等で配信する等、家庭でも図書館を利用してもらえよう推奨している。		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> 富山市担当課作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に基づき基本姿勢を明文化している。「14歳の挑戦」「13歳の発見」「職場体験」等、地域中学生の学校教育への協力を行っている。ボランティア受け入れに関しては掲示板等で知らせ保護者も理解している。『富山市みんなニッコリ保育サポーター事業実施要領』に基づき、現在複数名の登録があり交流会も組み込まれている。今後は計画や内容に加え、ボランティアの感想等から読み解き、関係をより深めていくコミュニティ活動を期待したい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> 保育所の事業内容を知ってもらうため、行政センターや公民館に保育所のパンフレットを置いている。小学校とは就学する子どもにおけるスムーズな接続のための情報交換を行っている。年長児は1年生との交流会に参加している。小学校へ連携の依頼をしたところ、7月に小学校教諭が来所し、保育士も学校を訪問する等、連携の幅が広がっている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> クマ出没が頻繁である状況を受け、保護者には警察機関や市関係機関が運営するアプリに登録してもらっている。保育所入口に人感センサーライトを設置したり玄関には音楽をかけたりし、職員が退所する際は全窓のカーテンを閉めていく対策を講じている。地域の自治振興会長や公民館館長に、保育所の避難訓練への参加を依頼し、取組内容等を知ってもらいながら、地域住民との協力体制の構築に努めている。今後も地域の福祉ニーズの把握に努め、地域とのネットワークを広く深めることに期待したい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> ファミリーデーと称して家族の誰でも参加可能な日を設け保育所を開放している。前年度はキャリア教育事業で、職員が中学校を訪問し、保育士の役割を話したり子どもの成長に役立つおもちゃ作りのワークショップをしたりして、地域に還元している。地域で行われている行事やイベントへ積極的に参加することで、地域の特色や良さを感じる機会を体験し、保育所の存在を広め、公的な事業や活動が盛んに行われることに期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 『人権擁護のためのセルフチェックリスト』の結果を踏まえて、保育の振り返りを行っている。子ども自らの思いや考えを自由に活動できる素材や道具・場所を整え、保育士は子どもの思いを共通理解した上で、その遊びや活動を保障するように努めている。子どもの態度や服装、遊び方、色の選択等、先入観や固定観念を持たないように配慮している。富山市職員研修の人権擁護や性教育等の研修会に参加し、幅広く学ぶことで保育に生かしている。子ども同士がお互いの良いところを見つけ認め合えるよう「素敵さん見つけ！」プロジェクトに取り組んでいる。子どもの良い点を花びら型の付箋に書き込み、保護者も一緒に取り組んでいる。保護者には入所説明会や保護者会総会で「重要事項説明書」を用いて人権擁護について理解を得ている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 個人記録は鍵付きの書庫に保管している。個人記録を記載する際は「書類管理簿」に記入し、個人記録は事務室以外に持ち出さないことにしている。プライバシーの尊重マニュアルを職員に周知し『人権擁護のためのセルフチェックリスト』や『保育倫理綱領』を活用し、子どもの保育や保護者への対応に十分注意している。プライバシーを守るため、着替えやおむつ交換をする際は衝立を利用している。園外保育等で所外へ出る際には名札を外し、他者に名前が知られることがないように配慮している。保護者には、毎年プライバシー保護についての「承諾書」をもらい同意を得ている。入所説明会や保護者会総会において「重要事項説明書」の中で個人情報の取り扱いについて話し理解を得ている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<コメント> 行政センターと公民館の窓口に保育所パンフレットを置かせてもらい、地域の方や利用希望者の方が自由に持ち帰ることができるようにしている。利用希望者のために保育所のパンフレットを玄関に設置し、来所の際は事業内容や特色を伝える等、丁寧な対応を行っている。見学は随時受け付けており、日程については見学者の希望に添えるよう対応している。毎年、富山市ホームページ『育さぽとやま』に更新され、各保育所の情報や紹介が掲載されている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<コメント>		

保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市担当課で決定した認定内容を伝えている。入所説明の時に「重要事項説明書」を基に説明し、変更がある時はその都度資料や富山市立保育所共通保護者向けアプリでの配信で変更内容を知らせている。変更等について行政から支給認定等の案内が届いた時は、手渡しにより口頭でも説明している。外国にルーツのある保護者においては日本語での会話が可能かどうかを確認し、個別に対応している。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉓・c
<コメント> 転所・就学時に、転所先や就学先に子どもの配慮事項や必要な書類等を送付している。「児童書（児童保育要録）」「同意書」「生活管理指導表」等で知らせ、必要に応じて電話や直接話し合い、保育の継続に配慮している。修了時に保育の利用が終了しても相談に応じることを学年懇談会や修了時に保護者に伝えている。就学してからも繋がりが持てるようなイベントや保育所の祭りに参加する等の企画があることを期待したい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
<コメント> 毎日子どもと振り返りの時間を設け、楽しかった事や発見した事を話し合ったり、次回やってみたい事や意見を書き出したりして、子どもの思いを把握している。3歳未満児についても子どもの表情や態度から子ども理解を図るようにしている。保護者には保育参加や行事の都度、感想を書いてもらっている。所長、副所長が保護者会の会合に参加し意向を伝えたり、保護者側の意見等を聞いたりしている。2月に保育所運営に関するアンケートを実施し、利用者満足度の把握をしている。アンケートは集計して、結果と改善点を保護者や地域に公表し、それらの結果を今後の保育に生かしている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉓・c
<コメント> 玄関に苦情解決の体制を掲示し、意見箱を設置しているが保護者には浸透していない。今後は保育所だよりに掲載する等、保護者に対する苦情解決の仕組みの周知方法の工夫に期待したい。保育所で解決できない意見に関しては、富山市より委託された第三者委員に図る体制をとっている。苦情の内容についての対策は、対応用紙に記録し保管している。保護者からの意見に向き合い傾聴に努め、解決に向けては、職員間で問題を共有し合い話し合いながら、今後の保育に反映するよう努めている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉓・c
<コメント> 送迎時の保護者の態度や様子、連絡帳への記載内容、子どもの様子等、些細なことでも職員間で日常的に伝え合い、職場会議で情報を共有している。保護者が相談しやすいように場所、		

時間、相談相手を選んで記入できる用紙になっている。保護者会総会で、いつでも相談に対応できることを伝え、相談時は空き部屋を利用し、相談しやすい環境づくりに配慮している。今後は少規模施設であることを考慮し、苦情の差出人が特定されない配慮に期待したい。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント> 日頃から保護者との良好な関係作りに努め、保護者の話を丁寧に傾聴し、話しやすい雰囲気づくりを心がけている。保護者から相談・意見を伝えられた時はリーダー保育士から所長に報告する仕組みになっている。マニュアルは定期的に見直し、年度初めに改善点等を話し合い、全職員に周知している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント> 富山市『保育所危機管理対応要綱』に基づき、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり危機予防対策を行っている。マニュアルは職員の見やすい場所に掲示し、緊急の場合はすぐに対応できるようにしている。「散歩リスクマップ」を作成し、保育所独自の報告書には保育内容、処置・対応、再発防止策、保護者への対応を記載し、改善策・再発防止策の取組を行っている。ヒヤリハットの事案は早期に職員で話し合い、改善に努めている。月2回、屋内外の安全点検を行い、必要に応じて富山市担当課に修繕を依頼している。散歩コースや園外活動に行く際は、事前に下見をし、危険な箇所や注意すべき点を確認している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 『保育所における感染症ガイドライン』『富山市立保育所等における保健のしおり』等で予防や発生時の対応に備えている。感染症別のフローチャートに従い、園内研修では嘔吐等の処理方法を確認しているため、全職員が対応できる体制が整っている。保育所独自の保健計画を実施し、実施記録を重ねながら解析する取組がある。玄関には感染症ボードを設置し保育所の感染症状況を掲示したり、厚生労働省からの通知を回覧したりしている。予防に関しては手洗い・うがいの基本的な生活習慣を身に付けること、換気をすることを徹底している。富山県感染症情報センターの最新情報を掲示したり、罹患した児童がいることを掲示で知らせたりし、注意喚起している。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> 火災、地震、洪水、土砂災害、竜巻、津波等の災害時における避難訓練を行っている。各部屋には避難経路図や避難場所も貼り出されている。事務室には緊急連絡先が明記された地域連携図も掲示し、即時に対応ができるよう整備されている。安全計画に基づき定期的にマニュアル等の見直しを行っている。地域柄、クマ出没に伴う避難訓練や身を守る知識を学んでいく体制や、人命確保の観点からも地域を巻き込んだ体制の整備を期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<コメント> 『富山市保育のガイドライン』を指針として保育実践を行っている。プライバシー保護については毎年、保護者から「承諾書」をもらい確認している。全体的な計画に基づき、指導計画を立案し保育実践に繋げている。子どもの興味や関心、発達等、年齢別・異年齢児保育での内容を検討し、職場会議で協議している。異年齢の指導計画においては大学教授の著書等を参考に子どもの動きが展開していく流れを重視し、吹き出し風に記載する方法がとられている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<コメント> 会計年度任用職員も参加してクラスミーティングを実施し、月の反省を踏まえて翌月の計画を立案している。職場会議や普段の保育の中で職員の提案や意見を取り入れるとともに、保護者アンケートから得られた意向も計画に反映している。今後も子どもの動きを観察し、デイリープログラムを立て、保育士の配慮事項も加え実施していく等、更なる保育の質の向上に期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)- アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<コメント> 指導計画は各担任が作成しクラスで検討したものを副所長、所長が確認している。アセスメントについては、個別懇談や連絡帳を通して保護者の意向を把握し実施している。全体的な計画に基づき、各指導計画には具体的な活動を記載し、目標やねらいを実現できるように記載している。今後は、ねらいごとに活動内容や配慮事項が視覚的に分かりやすくするさらなる工夫が期待される。また、保護者に我が子への思いや願いを記載してもらい、保育支援方法に反映させている。各担任は、毎日子どもと保育活動について振り返りを行い、月末に複数担任で検討し、翌月の指導計画に生かしている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<コメント> 保育・保健・食育の年間指導計画の見直しは年度末に、年齢別・異年齢児保育月間指導計画は月末に行っている。今年度は保健と食育に力を入れ、実践記録を積み重ね探求している。指導計画の変更は、所長に報告してから他の職員に職場会議やミーティングで周知している。会計年度任用職員も参加して検討、見直しを行い、全保育士が子ども一人ひとりを把握している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<コメント> 個別指導計画については、一人ひとりファイリングまたはデータ化し、入所から育ちや経緯がわかるように記載している。記録は各担任が行い副所長、所長が確認し、必要に応じて記録の仕方や内容等の指導をしている。職場会議やミーティング等を定期的に行い、職員で情報を共有している。必要な情報は紙面で回覧し全職員に周知している。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント> 記録の保管や保存については、富山市担当課より『富山市文書取扱規定基準』に従っている。守秘義務は『公務員倫理』に示され、保育所で知り得た情報は口外しないことを伝えている。記録の管理は鍵がかかる書庫で保管し、持ち出しの際は書類管理簿に必要事項を記入している。個人記録は必ず事務室で閲覧・記載を行い、持ち帰らないことにしている。連絡帳を預かった際は保管に留意し、子どもが持ち帰る際は間違いがないよう注意している。「重要事項説明書」で個人情報の取り扱いについて明示しており、入所説明会や保護者会総会で説明している。写真の掲示やメディア取材、配信等、個人情報に関する意思表示は「承諾書」を提出してもらい同意を得ている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<コメント> 全体的な計画は保育所の理念、方針、目標に基づいて職員で話し合いながら作成している。年度末の反省を生かして作成したものは、新年度に新たな職員で再度話し合い、見直しと修正を行っている。全体的な計画を基に、各年齢別の年間計画、年間指導計画を作成している。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<コメント> 各保育室には温湿度計を設置し温度・湿度・換気の目安を意識しながら空気清浄機の活用や換気に努めている。手洗い場やトイレは清掃チェック表を用いて清掃状況の確認をしている。保育室の環境は集中して遊べるコーナーや落ち着いて遊べる空間があり、環境整備に工夫がみられる。今後も一人ひとりの子どもがくつろぎ、落ち着いて過ごすことができる十分な空間と心地よい生活ができる環境づくりに期待したい。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達や家庭環境を理解し、発達や育ちに合わせた支援が行えるよう配慮している。また、職員で共通理解を図りながら保育所全体で一貫した関わりが出来るよう、職場会議等で話し合っている。子どもの表情や態度から欲求をくみ取り、保育士がその思いを言葉にして伝えたり、受け止めたりすることで、子どもの気持ちに共感し代弁しながら年齢や発達に応じた関わりを実践している。今後も個別に伝える必要がある場合には、必要以上に大きな声を出すことなく、子どもに分かりやすい言葉遣いで穏やかに話すことを心がける等、職員研修の成果がさらに発揮されることを期待したい。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<コメント> 所持品の始末、着脱、手洗い等の手順を分かりやすく写真で掲示する等の工夫が見られる。基本的な生活習慣を身につけるための支援は、発達に個人差があることを踏まえ一人ひとりの発達に沿った配慮を行っている。3歳未満児が靴下や内履き靴を履く時に自分でやりたいと思えるような言葉がけを行い、時間がかかる場合でも見守りながら、必要に応じてさりげなく手伝い、自分でできた満足感や達成感が味わえるよう配慮している。3歳以上児クラスでの排泄においても、個々の意志を尊重した言葉がけやプライバシーに配慮した環境の整備が見られる。		

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 子どもが主体的に活動できる環境を整備するために、自分で考え選択しながら生活や遊びを展開できる環境構成や言葉がけを工夫している。一日の活動の中に戸外や遊戯室で十分に身体を動かして遊ぶ時間を設けている。保育室内には材料や遊具は設置されているが、子どもの発想やアイデアが広がるような環境の整備や見直しを行うことで、より主体性を引き出し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開することに期待したい。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 0歳児クラスは畳の部屋が透明なふすま戸で仕切られており、午前睡をしている子どもが保育室内の音を気にすることなく安心して眠れる環境となっている。できるだけ同じ保育者が継続して子どもと関わる体制をとり、受容的、応答的な関わりの中で食事、排泄、睡眠等の支援を進めている。教育面では子どものしぐさや表情をよく観察し、言葉がけを行いながら、欲求や要求を汲み取り、遊びを展開している。今後もさらに養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮することに期待したい。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 日常生活に必要な基本的習慣の習得にあたっては、子どもの自立に向けて、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、見守りながら関わっている。また、言葉や行動が未熟な1・2歳児に対しては、保育者が仲立ちとなって遊びのおもしろさを伝えたり一緒に遊んだりすることで、安心して関われる環境をつくっている。一人ひとりが好きな遊びを自分で選択できる環境を十分に整備し、養護と教育が一体的に展開されることに期待したい。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 異年齢児と一緒に過ごす縦割り保育を基本としながら、年齢別指導計画に基づいた保育が実施されている。子どもの発達に合わせた活動や遊びを取り入れ、年齢に応じた経験を大切にしている。子どもの興味や発想、意見を尊重し、それらが生かされるよう環境を整備するとともに、保育士が適切に関わりながら保育を展開している。子どもが楽しんでいる遊びや活動の様子は、保護者に富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信している。保育所だよりには毎月の職員のミーティングの様子も記載し、子どもの育ちについて家庭と共有する取組が行われている。異年齢児保育の中で育つ保育の内容をさらに工夫し、養護と教育が一体的に展開される保育に期待したい。		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 個別の配慮が必要な子どもが友だちと共に過ごし、同じ空間で生活できる環境づくりに配慮している。また、空き部屋等を活用し、保育士が子どもと1対1で落ち着いて静かに関わる時間を確保する等、その子どもの気持ちを尊重しながら安心して過ごせる環境を整えている。担任以外の保育士が関わる場面も多いため、職員間で子どもの状況や配慮事項について共通理解を図り対応している。子ども同士の関わりにも配慮して、共に成長できるよう支援している。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 家庭的な雰囲気の中、異年齢の子どもが同じ空間でお互いに安心して過ごせるよう配慮している。乳児室で延長保育を実施しているが、遊びの内容によって場所を区分し、3歳以上児が遊べる遊具を設定する等、発達段階に配慮した環境構成の工夫が見られる。ミーティングノートを活用して担当保育士と保護者との連携が十分にとれるよう配慮している。早朝・延長保育については、全体的な計画に位置付けるとともに、指導計画・保育内容の記録等が作成されていることが望ましい。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<コメント> 小学校周辺への散歩や運動会練習の見学等、日常の保育の中で、小学校生活に触れる機会を設け、子どもたちが就学を身近に感じられるよう工夫している。小学校の行事を通して学校の雰囲気を知り、見聞きする体験を大切にすることで、就学への期待が高まるよう支援している。5歳児の指導計画は就学を意識して作成されており、小学校以降の生活や学習の基盤づくりにつながるように配慮されている。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<コメント> 年間保健指導計画を作成し、定期的に身体測定や健診を実施して子どもの健康状態を把握している。保育所内には「ほけんこーな」を設け、子どもの症状を見るポイントや保育所等で流行しやすい感染症及び登所の目安、睡眠中の突然死に関する注意事項等を目に留まりやすい場所に掲示し、家庭と共に子どもの健康管理に努めている。子どもにいつもと異なる姿が見られた時はこまめに検温を行い、健康観察経過記録に状況を記録するとともに、迎え時に保護者へ経過を伝達し、記録用紙を手渡している。ミーティングノートを活用し、子どもの健康状態について職員間で情報共有を図っている。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<コメント>		

内科健診・歯科検診の実施にあたっては、事前に子どもたちに分かりやすく説明し、歯磨きや丈夫な身体づくりの大切さについて視聴覚教材や運動遊びを通して伝えている。一日の活動内容に必ず戸外や遊戯室で身体を動かして遊ぶ時間を設ける等、丈夫な身体づくりに継続的に取り組んでおり、健診結果を保育に反映させている。健康診断や歯科検診の結果が家庭での生活に生かされるよう保護者にも働きかけていくことに期待したい。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<コメント> 『富山市立保育・認定こども園における食物アレルギー対応の手引き』を基に、医師が記入した保育所等におけるアレルギー疾患『生活管理指導表』の提出を受け、食物アレルギー対応プランを保護者と担任、調理員による面談を通して作成している。アレルギー対応食の提供については、アレルギー食材の有無と代替食を確認し、全職員に周知している。提供時は調理・検食・受取・配膳の4段階でチェックを行い、誤食防止に努めている。アレルギーに関する研修には、毎年1名以上が参加し、必要な知識を得ている。慢性疾患のある子どもには、家庭と薬に関する連絡を密にし、日中の様子を詳細に伝えている。今後も事故防止の観点から、職員間での情報共有と周知徹底の継続に期待したい。		
A-1-(4) 食事を楽しむことができるよう工夫している。		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<コメント> 給食で使用される食材を見たり触れたりする機会を設けたり、野菜の苗植えや世話を通して、生長や収穫を体験し、食材を身近に感じられる取組を行っている。育てた野菜を給食で調理し、味わって食べる体験を大切にしている。3歳以上児はセルフサービスで配膳を行い、自分で食べられる量を調整している。保育所独自の食育実施計画に基づいて、食育の日には調理員が視聴覚教材を使用してクイズを出し「食べることは楽しいこと」と感じられるように保育士と連携して取り組んでいる。給食参観や座談会を年5回実施し、調理員おすすめレシピや人気おやつレシピ等を玄関に配置して自由に持ち帰ることができるようにする等、家庭との連携にも努めている。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<コメント> 富山市で作成された『富山市保育所給食衛生管理マニュアル』に基づき、衛生管理が適切に行われている。調理員は子どもと一緒に食事をし、食事の残量や好き嫌いを把握しながら、楽しく安心して食べられるように配慮している。食材の切り方や固さ、大きさ等を考慮し、調理の工夫がなされている。富山市の食育のテーマ「日本の味めぐり」の献立等を玄関に掲示し、保護者と一緒に食への関心を共有する取組も行われている。今後は、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事提供のさらなる工夫や、衛生管理への配慮等、より一層意識向上を図っていくことに期待したい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 家庭との日常的な情報交換は「連絡帳」や日々の送迎時の保護者との対話、行事やクラス懇談会等の機会を通して行われており、家庭との連携を図っている。子どもの活動の様子は、富山市立共通保護者向けアプリによるドキュメンテーション（子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法）で当日中に配信するとともに、玄関にも閲覧用に掲示する等、子どもの成長を保護者と共有する機会を大切にしている。保育所だよりには、保育のねらいや意図、保育士の思い、保育士の気づきや保育の振り返りについてコメント形式で分かりやすく記載されており、保護者と子どもの姿について共有できる工夫が見られる。今後、保護者からの要望があった場合は、保育所としての方針・返答を保護者へ具体的に示し、さらなる保育の充実につなげていくことに期待したい。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 保護者による毎日の送迎時には、日々の子どもの様子を直接対話で伝え、互いのコミュニケーションを積極的に図っている。年度初めの総会で保育目標やねらい、育てたい子ども像等について保護者に説明する機会を設けている。保護者の困りごとや気づきを気軽に相談できる雰囲気づくりと日々の対話を大切にしている。相談を受けた場合は、所長・副所長に報告・相談し必要な対応を行い、内容によっては職場会議等で共有し、職員の共通理解を図っている。		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
＜コメント＞ 朝の視診や着替え、おむつ替えの時に子どもの身体状況について確認し、身体的虐待が疑われることがないか留意している。子どもの機嫌や表情から異変を感じた際には、家庭での生活リズムや過ごし方等、養育状況について保護者に確認するようにしている。虐待等の子どもの権利侵害の可能性に職員が気づいた場合には所長に報告し、保育所内で情報共有の上、対応を協議する体制を整えている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

<コメント>

自園研修のテーマ「一人一人が安心して遊びこめる環境について考えよう」に基づき、子どもの興味や姿に合わせた保育室・遊戯室・園庭の環境設定の話し合い、子どもの思いに合わせた保育内容や保育環境の振り返り等を全職員で実施している。指導計画を基にクラスミーティングや会議を行い、子どもの姿や保育士の関わり、気づきを共有し、それらを月間指導計画に記録する等、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。今後は、保育実践の振り返り（自己評価）を保育所全体の保育実践に繋げることに期待したい。